



平成28年5月18日

各 位

会社名 高砂鐵工株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大植 啓一  
(コード番号 5458 東証第二部)  
問合せ先 取締役経理部長 畑田 正樹  
(TEL 03-5399-8111)

#### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第144期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

当社は、平成27年12月16日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてすでに開示をしておりますとおり、平成28年6月24日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことから、業務執行を行わない取締役の責任限定契約締結が可能となるよう条文の新設を行うものであり、各監査役からの同意を得ております。

その他、規定の新設、削除および変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行います。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成28年6月24日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成28年6月24日 (金)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条～第3条 【条文省略】 (機関)</p>	<p>第1条～第3条 【現行どおり】 (機関)</p>
<p>第4条 当社は次の機関を置く (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p>	<p>第4条 当社は次の機関を置く (1)取締役会 (2)監査等委員会 【削除】 (3)会計監査人</p>
<p>第5条 【条文省略】 第2章 株式</p>	<p>第5条 【現行どおり】 第2章 株式</p>
<p>第6条～第11条 【条文省略】 第3章 株主総会</p>	<p>第6条～第11条 【現行どおり】 第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第17条 【条文省略】 第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第12条～第17条 【現行どおり】 第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第18条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役 (以下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名 以内とする。</p>
<p>【新設】 (取締役の選任)</p>	<p>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (取締役の選任)</p>
<p>第19条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。ただし、取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>
<p>【新設】</p>	<p>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行うものとする。</p>
<p>【新設】</p>	<p>3 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。ただし、取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>【新設】</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>【新設】</p>	<p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(役付取締役)</p>	<p>(役付取締役)</p>
<p>第21条 当社に社長1名、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選任する。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を定める。</p>
<p>【新設】</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、必要に応じて、会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(代表取締役)</p>	<p>(代表取締役)</p>
<p>第22条 社長は、当社を代表する。</p>	<p>第22条 取締役社長は、当社を代表する。</p>
<p>2 前項のほか取締役会の決議により会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>2 前項のほか取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議長) 第23条 社長は、取締役会を主宰し議長となる。 社長に事故があるときは、<u>予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、<u>会日より5日前に発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>会日の5日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第25条 【条文省略】</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 【現行どおり】</p>
<p>【新設】</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事の経過の要領及び、その結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名し、保存する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領及び、その結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名し、保存する。</p>
<p>(取締役会規則) 第27条 【条文省略】</p>	<p>(取締役会規則) 第28条 【現行どおり】</p>
<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めるものとする。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p align="center"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選任する。</p> <p>(監査役会の招集) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日5日前に発する。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</p> <p>(監査役会議事録) 第36条 監査役会の議事の経過の要領及び、その結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</p>	<p>【削除】</p>
<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p align="center"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員である取締役) 第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
【新設】	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもってする。</p>
【新設】	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会の議事の経過の要領及び、その結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役が記名捺印又は電子署名し、保存する。</p>
【新設】	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p>
【新設】	第6章 会計監査人
【新設】	(会計監査人の選任)
【新設】	第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
【新設】	(会計監査人の任期)
【新設】	<p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
【新設】	(会計監査人の報酬等)
第40条～第42条	第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第6章 計算	第7章 計算
【新設】	第39条～第41条 【現行どおり】
【新設】	附則
【新設】	<p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役責任免除の経過措置)</p> <p>平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</p>